令和８年（フ）第２５号
岡山市北区高柳西町９番31－１号
破産者　岡崎　美佳
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１号
岡山市中区平井四丁目10番11号　市営住宅11番館201号、旧住所岡山市南区泉田402番地
破産者　湯溝　一郎
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５６号
岡山市東区瀬戸町笹岡517番地
破産者　實盛　玄太
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０７号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
破産者　市原　正生
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０８号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
破産者　市原　真理
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６２号
広島市東区牛田東３丁目22番３号
破産者　篠原　利佳
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３８号
広島市安佐北区亀山３丁目１番20－１－301号
破産者　津田ありさ（旧姓林）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８号
熊本県阿蘇市竹原591番地２
破産者　内濱　良太
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第１２４号
大分県由布市湯布院町川上785番地39
破産者　小島　隆文
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２２号
大分市大字横尾字南番出117番地の１　介護老人保健施設よつばの丘内、住民票上の住所大分市大字白木332番地
破産者　太田　寛泰
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３７３号
青森市篠田３丁目４番30号
破産者　瓜田　直樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
青森市港町３丁目11番５－410号
破産者　奈良岡広司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
宮城県石巻市門脇字二番谷地２番地26　メイト二番館201号、前住所埼玉県朝霞市宮戸３丁目８番53号
破産者　茂野美沙子（旧姓弥永）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３２号
秋田県横手市清川町６番23号　清川ハイツ６－23号棟
破産者　岩見香名子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第３１１８号
横浜市神奈川区三ツ沢上町１番20－303号
破産者　高草木　愛
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６０号
横浜市磯子区洋光台２丁目12番24号
破産者　木村　周平
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９５号
神奈川県茅ヶ崎市代官町５番１－202号　メゾンドピアⅡ
破産者　佐藤　勝三
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１７号
横浜市旭区万騎が原39番地　３－106号
破産者　石井　英一
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９号
東京都江東区扇橋１丁目16番５号ＳＯＬＡＳＩＡｒｅｓｉｄｅｎｃｅ清澄白河401
破産者　清水　　了
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部